

新しい介護保険料（令和2年度）をお知らせします

保険料段階	区 分	年間保険料額
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の方 	基準額×0.3 17,000円 (前年度 21,200)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円を超え、120万円以下の方	基準額×0.5 28,200円 (前年度 35,300)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が120万円を超える方	基準額×0.7 39,500円 (前年度 40,900)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方で、本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下の方	基準額×0.9 50,700円
第5段階	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がいる方で、本人の「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円を超える方	保険料基準額 56,400円
第6段階	本人が住民税課税者で「合計所得金額」が125万円未満の方	基準額×1.2 67,600円
第7段階	本人が住民税課税者で「合計所得金額」が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.3 73,300円
第8段階	本人が住民税課税者で「合計所得金額」が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5 84,600円
第9段階	本人が住民税課税者で「合計所得金額」が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.7 95,800円
第10段階	本人が住民税課税者で「合計所得金額」が400万円以上の方	基準額×2.0 112,800円

- ・保険料段階の判定に使われる「合計所得金額」とは、年金や給与、譲渡などの各所得金額の合計で、医療費控除や扶養控除などの所得控除を引く前の金額です。なお、合計所得金額は、短期・長期譲渡所得に係る特別控除の金額を差し引いた額となります。
- ・第1段階から第5段階の合計所得金額は年金収入に係る合計所得金額を差し引いた額となります。